

上田市自治基本条例について

1 条例制定の背景

(1) 分権改革

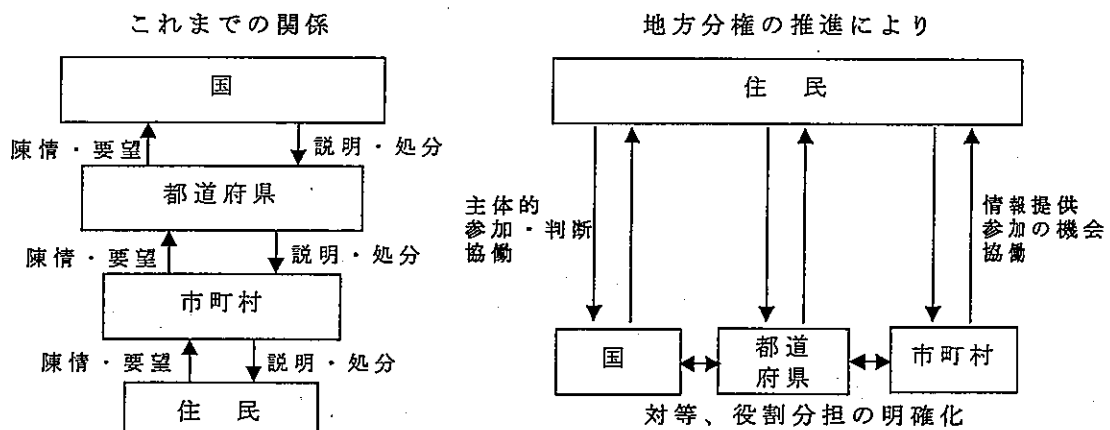
ア 地方分権一括法の施行（2000年4月）

- ・地方分権は、総論から各論の段階へ進む。

イ 分権の理念

- ・国と地方、都道府県と市町村の対等、協力関係の構築。

住民と国県市町村等との関係



「自治条例の作り方」松下啓一著より抜粋

- ・地域住民の自己決定権の拡充。
- ・基礎自治体（市町村等）が地域住民の意思に施策の正当性の根拠を置きつつ、少子高齢化社会に対応し、地域特性に応じた自治体運営の推進。

ウ 分権政策

(7) 機関委任事務制度の廃止

- ・都市規模に応じた事務移譲。

機関委任事務 ⇒ 【4割】法定受託事務（国の関与、制約あり）

⇒ 【6割】自治事務（地方議会の関与が可能）

- ・自治体の役割の変化。

○全国一律の行政サービス ⇒ 地域特性や需要により再構築
⇒ 政策立案能力、議会機能の強化
⇒ 自己決定、自己責任の市政経営

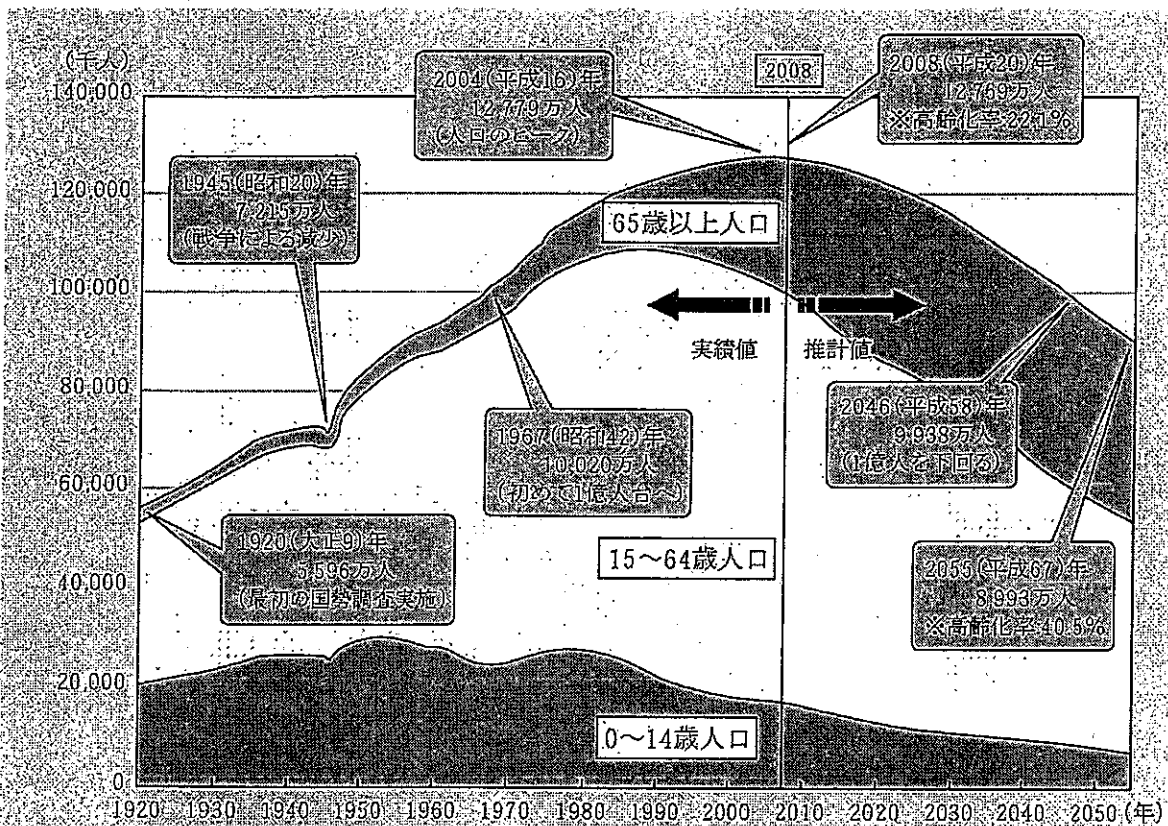
(1) 三位一体の改革

- ・ 国庫補助金の廃止・縮減。
- ・ 税財源の移譲。
- ・ 地方交付税の一体的な見直し。

(2) 少子化・高齢化の進行

- 1973年 合計特殊出生率 2.00割れ
- 1995年 労働力人口過去最高（減少へ）
- 2005年 総人口過去最高（合計特殊出生率 1.29 人口減少へ）
- 2007年～ 団塊の世代の大量定年が始まる（出生数の2倍、担税力低下+行政サービス受益者増加）

人口動態・推計



資料：実績値（1920～2008年）は総務省「国勢調査」、「人口推計（各年10月1日現在推計人口）」、推計値（2009～2055年）は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」の中位推計による。

注：1941～1943年は、1940年と1944年の年齢3区分別人口を中間補間した。1946～1971年は沖縄県を含まない。

(3) 行政主導型から参加協働型への転換と新しい公共の創造

ア 少子高齢化に対応できる体制の構築の必要性

- ・ 担税力の低下、コミュニティの希薄化・弱体化の懸念。

イ 官民の役割分担の明確化の必要性

- ・ 受益と負担の観点からの規制緩和やサービスの提供の丸抱えの見直し ⇒ 行政改革、民への分権の必要性
⇒ 公共サービスの担い手の多様化
- ・ 国から県へ、県から基礎自治体へ、基礎自治体から「民」への分権 ⇒ パートナーシップの構築が必要

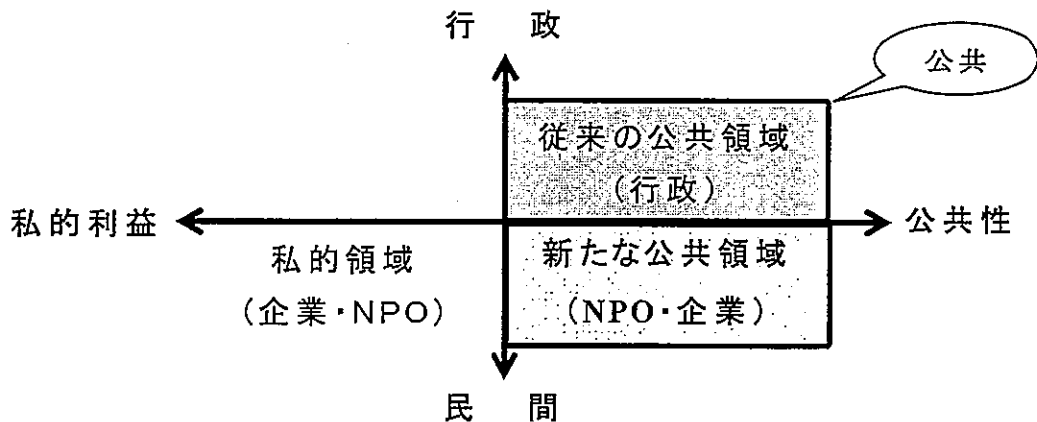
ウ 新しい公共の創造

- ・ 行政主導型の公共サービスの展開だけではなく、市民の参加と協働により、まちの個性を磨き、更に、積極的に活動しようとする「地域力」の再生と強化を進めて、多様な主体が公共サービスの提供を担いうる「新しい公共」の創造が課題。

- ☞ そのためには …… 住民と行政との関係やそれぞれの役割を明確化し、どのように自治を進めていくかの基本原則の確認が必要。

新しい公共の創造

- 地域における公共サービスを担うのは行政だけではない。
- 住民やコミュニティ組織、NPOその他民間セクターとの相互連携



2 上田市の自治の現状

(1) 新設（対等）合併

ア 分権改革、社会環境の変化に伴い、これまでの自治の基礎的単位の再構築を目指して、分権型合併により新市を施行

イ 自治を大きくするとともに、合併の理念と地域内分権を掲げ、将来に向かって少子高齢化社会にも対応し得る新しい自治体経営を推進

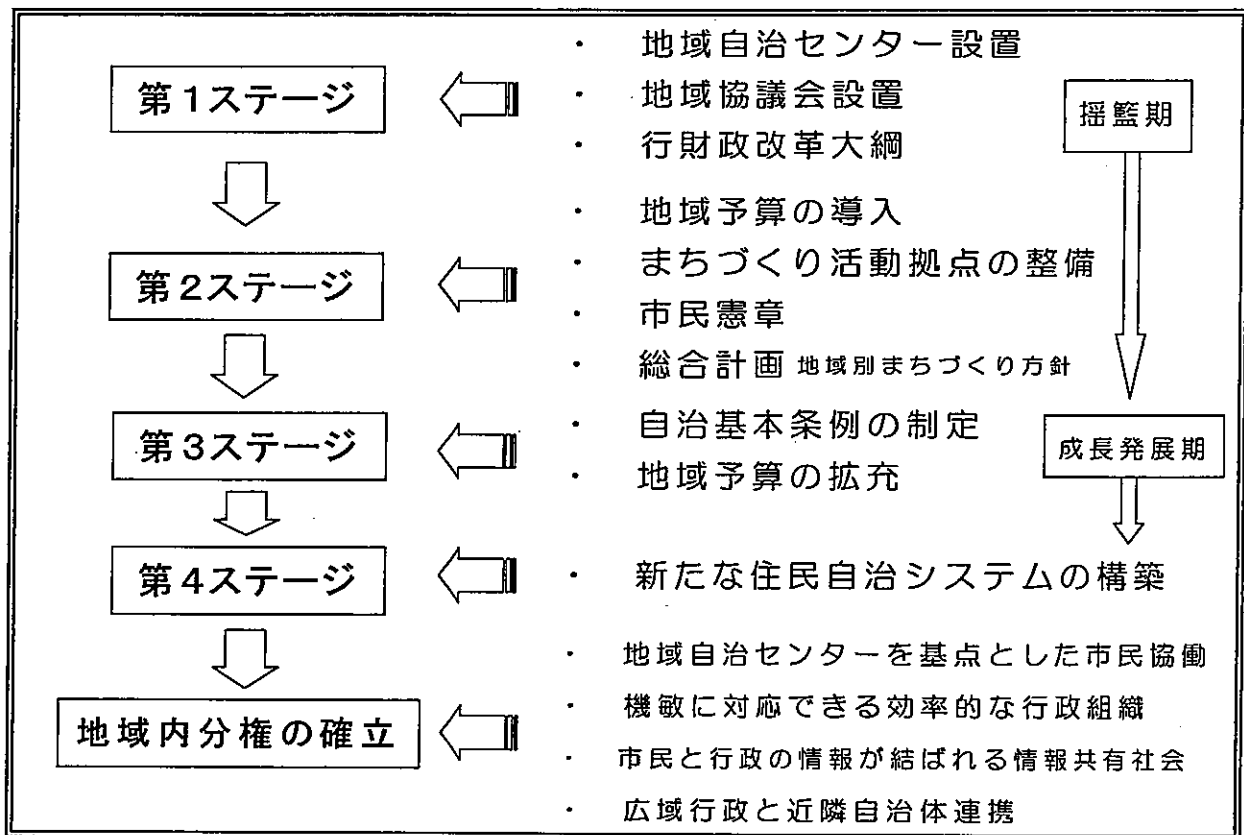
(2) 地域内分権の推進

ア 上田市が目指す地域内分権の姿

★ 地域の個性を生かし、地域力が発揮されるまちづくり ★

- 地域住民の多様なニーズに応える身近な地域自治センター機能を充実させ、住民サービスの質の向上を目指す
- 地域課題の解決に向け、地域潜在力を引き出すコミュニティづくりを進め、地域住民自らが参加・参画し、自己決定ができる住民自治システム（組織）の確立を目指す

イ 地域内分権推進のステージと自治基本条例の位置づけ



(3) 第一次上田市総合計画に掲げる「コミュニティ・自治」

ア コミュニティ活性化のために

- ・自治会、NPO活動などの活性化への支援
- ・住民主導の自治活動の発展支援
- ・多文化共生のための支援や仕組みづくり

イ 分権自治を確立するために

- ・地域自治センターを基点とした地域内分権の推進
- ・効果、効率的で成果を重視した行政経営への転換
- ・分かりやすい行政情報の提供・公開、説明責任・情報施策の推進
- ・広域行政と市町村連携の推進

☞ これら様々な施策の実現には、新たな住民自治の姿や市民と市との参加、協働の原則など、自治の基本的な理念・原則、自治の仕組みのルール化とこれを市民と共有しながら、「まちづくりの基本理念」を掲げる総合計画を実現していくことが、持続可能な上田市の発展に不可欠となる。

(4) 総合計画と自治基本条例

まちづくりの内容を「何を どれくらい いつまでにやるのか」を定めた総合計画と「誰が どのような役割で進めるのか」まちの創り方（自治）を規定した自治基本条例とは、市政経営推進の両輪となるものです。

市民主導による上田市政運営

- ・参加と協働による自治の推進
- ・地域内分権による地域の自治の推進

【総合計画】

上田市のまちをどのようにしていくかについての規範性をもった実態的な目標であり、基本構想、基本計画、実施計画の連鎖は「何をどれだけするか」という最上位に位置付ける計画です。

【自治基本条例】

総合計画の実現と具体的手段となる「どのようにするか」について、目標を実現していく際に踏まえるべき役割や制度等ルールを規定するものです。

3 上田市自治基本条例の自治の基本理念・基本原則

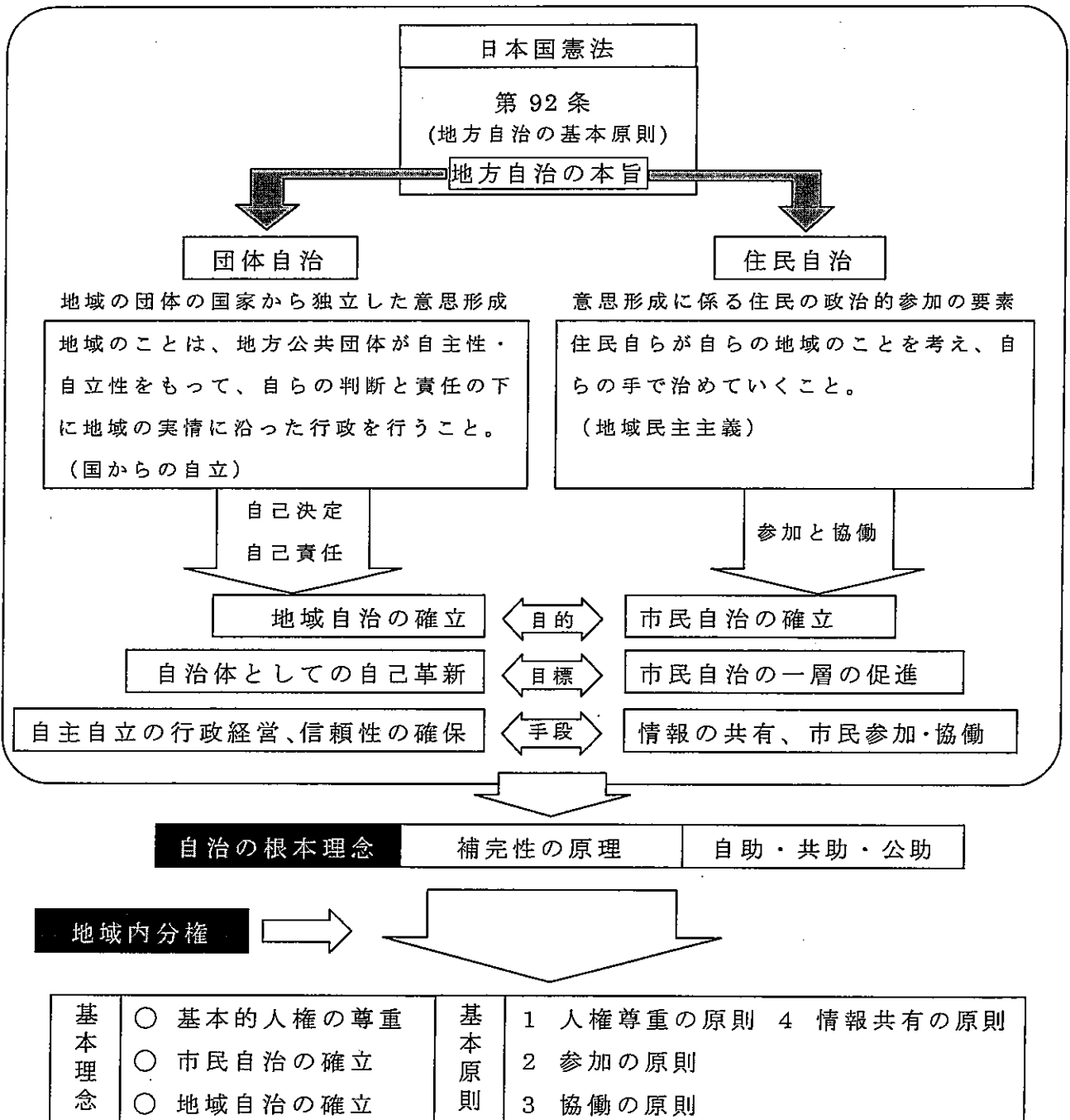
(1) 憲法の地方自治の基本原則

憲法第92条（地方自治の基本原則）

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

(2) 地方自治の本旨

地方自治の本旨 = **団体自治** + **住民自治**



○各主体の役割等 ○地域コミュニティ ○市政運営の基本事項

※自治の根本理念

自治の根本理念 = 補完性の原理

1 補完性の原理

自治の根本理念として、まず、自己や家庭などの自助、近隣社会などの小さな組織による相互扶助が重要とされ、政府など大きく上位に位置する組織は、これらの間での相互扶助が機能しなくなって初めて救済・支援をしていくべきであるという考え方。

2 補完性の原理の仕組み

- (1) 個人・家庭でできることは自己解決を図る。【自助】
- (2) 自己解決が困難なときは、近隣地域等が支援する。【互助、共助】
- (3) 自助、互助、共助によっても、解決できない問題は政府※が解決する。

【公助】

(※ 政府とは i 基礎自治体 ⇒ ii 広域自治体 ⇒ iii 中央政府)

